

国立国会図書館図書館向けデジタル化資料を閲覧される方へ  
(国立国会図書館図書館向けデジタル化資料送信サービス利用規約)

令和3年7月20日

岡山市立図書館

## 1 利用の条件

- (1) 岡山市にお住まいの方、通勤・通学をされている方で、岡山市立図書館の利用者登録をされている方
- (2) 調査研究のための利用であること

## 2 利用方法

- (1) 「国立国会図書館図書館向けデジタル化資料閲覧申込書」に必要事項を記入の上、ご利用ください。
- (2) 利用に当たっては職員の指示に従ってください。
- (3) 上記資料の複写物の作成を希望される場合、別途申込みが必要です。  
複写は図書館職員がいたします。

## 3 利用制限

下記の複製行為はご遠慮ください。

- (1) 利用者による画面のプリントアウト
- (2) 外部記憶装置の接続及び画面の撮影
- (3) 手書きによる画面の書写

## 4 利用上の注意

- (1) 規約に違反したと図書館が判断した場合は、利用をお断りいたします。
- (2) 利用終了時は、速やかに職員にお伝えください。

附 則

この利用規約は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この利用規約は、令和3年7月20日から施行する。